

戸田市開発行為許可申請の手続きに関する要領

(目的)

第1条 この要領は、戸田市において都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）第3章第1節の規定に基づく開発行為許可申請等を行う際に必要な事項を定めることにより、円滑な事務処理の運用を図ることを目的とする。

(適用の範囲)

第2条 次に掲げる申請等が、戸田市宅地開発事業等指導条例（平成28年条例第22号）の適用を受けるものにあつては、同条例に基づく所定の手続きを経た後に申請等を行うものとする。

- (1) 法第29条第1項の規定に基づく開発行為許可申請
- (2) 法第34条の2第1項の規定に基づく開発行為協議申出
- (3) 法第35条の2第4項の規定において準用する法第34条の2第1項の規定に基づく開発行為変更協議申出
- (4) 法第35条の2第1項の規定に基づく開発行為変更許可申請
- (5) 法第43条第1項の規定に基づく建築行為許可申請
- (6) 法第41条第2項ただし書の規定に基づく建築物特例許可申請
- (7) 法第42条第1項ただし書の規定に基づく予定建築物等以外の建築物等許可申請
- (8) 都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号）第60条の規定に基づく開発行為又は建築等に関する証明願

(公共施設の管理者と協議及び同意に関する申請)

第3条 開発許可を申請しようとする者は、あらかじめ法第32条の規定に基づく協議をするため、公共施設の管理者と協議及び同意に関する申請書（第1号様式。以下「申請書」という。）を公共施設管理者に提出するものとする。

2 申請書の添付書類は、次に掲げるものとし、2部作成の上申請するものとする。

- (1) 案内図
- (2) 土地利用計画図
- (3) 公共施設一覧表
- (4) 公共施設を示す配置図
- (5) 各公共施設の詳細図及び構造図
- (6) 各公共施設の計算書
- (7) 公図の写し、土地登記簿謄本及び地積測量図（土地の帰属がある場合に限る。）

(協議書の締結)

第4条 公共施設管理者は、第3条の申請書を受理したときは速やかにこれを審査し、法及びその他の関係法令に関して支障がないと認めるときは、申請者と協議の上、公共施設の管理に関する協議書（第2号様式。以下「協議書」という。）を締結するものとする。ただし、公共施設等の新設改廃が伴わない場合等、協議書の締結の必要がないと認められるときは、この限りでない。

（公共施設管理者としての同意）

第5条 公共施設管理者は、申請書を受理したときは速やかにこれを審査し、当該開発行為及び開発行為に関する工事に関係する公共施設等が、法及びその他の関係法令に関して支障がないと認めるときは、同意書（第3号様式）により同意するものとする。

（開発行為許可申請書等の提出）

第6条 開発行為許可申請書及び開発行為協議申出書の提出は、協議書の締結及び同意の日以降とする。

（法第32条の規定に基づく土地等の帰属手続き）

第7条 申請者及び管理者は、法第36条第3項の規定による公告後速やかに登記申請が終了するよう協議による土地等の帰属手続きを行うものとする。ただし、申請者が法第29条の規定に基づく許可を得た後又は法第35条の2の規定に基づく協議が成立した後、法第37条第1項の規定による公告前建築等承認の申請をするときは、あらかじめ公共施設用地の区画を明確にするとともに関係図書を添付して行うものとする。

附 則

この要領は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年1月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この要領は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要領の施行の際現に印刷されている改正前の様式は、当分の間、取り繕って使用することができるものとする。